



婚姻届の書き方



婚姻届

令和6年3月1日 届出
埼玉県和光市長 殿

受理	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	さいたま けん		わこう さつき	
氏名	埼玉 健		和光 さつき	
	氏名	氏名	氏名	氏名
生年月日	平成16年11月14日		平成16年5月1日	
(2) 住所	<input type="checkbox"/> 同右 埼玉県和光市広沢		<input checked="" type="checkbox"/> 同左	
	1番5号 広沢荘101			
(3) 本籍	埼玉県和光市広沢		埼玉県和光市中央一丁目	
	2660 番地 7		7 番地 番	
父母及び養父母の氏名	父 埼玉 安	続き柄 長男	父 和光 泰男	続き柄 二女
	母 埼玉 栄		母 和光 雅子	
父母との続き柄	養父 埼玉 大	続き柄	養父	続き柄
	養母	養子	養母	養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	埼玉県和光市広沢 1 番地 番		
(5) 同居を始めたとき	令和6年3月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚	再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚
				再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
その他	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6. 仕事をしている者のいない世帯	
届出人署名	夫 埼玉 健	妻 和光 さつき	印	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。消せるボールペンは使用しないでください。
 この届出はあらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けすることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当で届書の記載内容の確認をしておいてください。)
 届書は1通でさしつかえありません。
 署名は必ず本人が自署してください。
 押印する場合は各自別々の印で押印してください。

証人	
署名	埼玉 大
生年月日	昭和18年4月1日
住所	埼玉県さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号
本籍	埼玉県和光市広沢 2660 番地 7

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。
- 未挙式・未同居の場合は記入しません。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住民異動届(住所変更届、世帯主変更届)の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
 なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は変更後の住所、世帯主を書いてください。
 開庁時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

婚姻届に関するお問い合わせ
 〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5
 和光市役所戸籍住民課 戸籍担当
 電話：048-424-9111
 Email: c0100@city.wako.lg.jp

令和 年 月 日	午前 時 分 午後
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 他()
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 他()
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 他()
送付 年月日	
確認 通知	

新本籍は街区符号
新本籍確認済

住定日	夫	年 月 日	連絡先	夫	(048)424-9111
	妻	年 月 日		妻	(090)*****